

保険ネットに関する協定書

第1条 甲は乙の主宰する保険ネットに入会します。

第2条 乙は甲に対し、次の法的サービスを提供します。

- ① 電話、ファックス、電子メールでの法律相談、ご来所いただいた法律相談が、無料になります。
 - ※ ファックス、電子メールでのご相談の回答は、相談をお受けしてから翌日（遅くとも翌々日）までに行います。但し、土日祝祭日は、除きます。
 - ※ 裁判外の書面（契約書、合意書など）、裁判上の書面（訴状、答弁書、準備書面など）の鑑定、意見の表明は有料になります。
 - ※ 年間12件程度のご相談を目安とし、12件を超える場合、有料になることがあります。
- ② 甲のお客様、従業員についても、ご来所いただいた法律相談、電話による法律相談が無料になります（ただし、甲のお客様、従業員からのファックス、電子メールによるご相談は受け付けていません）。
 - ⇒ 甲のおお客様がご相談される場合は、ファックス、電子メールのいずれかで、「顧客の方から、法律相談の申し込みがある」旨を、事前にご連絡ください。従業員の方についてはファックス、電子メールは不要です。
 - 同一内容のご相談については、お電話によるご相談2回、ご来所によるご相談2回までは無料相談とし、その後は有料相談となります。
- ③ ご紹介いただいたお客様から案件を受任した場合、弁護士費用が5%減額になります。（ただし、弁護士費用がグリーンリーフ法律事務所が定めた最低額となる場合、減額は行いません。）

第3条 入会金、会費、その他の会費はかかりません。

第4条 退会のご希望の場合は、その旨のご連絡をメールなどでいただいた時点で退会になります。

令和 年 月 日

(甲) 所在地

TEL 本書面は見本です

FAX ご記入の必要はございません

会社名 ⑩

代表者名

メールアドレス

(乙) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20大宮JPビルディング14階

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

TEL (048) 649-4631 FAX (048) 649-4632

代表者弁護士 森田茂夫 ⑩